

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは継続的に株主価値を高め、社会の一員として食を通じ、社会貢献していく事が最重要課題と考えております。そのために健全性（コンプライアンス）、透明性（ディスクロージャー）の原則を守り、企業活動を実践していく事が、企業の使命と考えております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山崎製パン株式会社	138,902,000	53.87
不二家不二栄会持株会	7,129,000	2.76
株式会社パンダイナムコホールディングス	5,000,000	1.93
株式会社りそな銀行	3,022,075	1.17
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,059,000	0.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,677,000	0.65
藤井林太郎	1,524,444	0.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	1,340,000	0.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	1,331,000	0.51
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	1,316,000	0.51

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	山崎製パン株式会社（上場:東京）（コード） 2212

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

支配株主との取引においては、実勢価額や専門家による評価額等を勘案して合理的に決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情 更新

当社の親会社である山崎製パン(株)及び同社グループとの関係は、事業の運営、取引において、自主性、独立性を保つことを基本としており、

契約条件や市場等を参考にしながら合理的に決定しているため、特別な取引条件はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋俊裕	他の会社の出身者											
峯野龍弘	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋俊裕	○	――	高橋俊裕氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことができると判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、現在及び過去において東京証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
峯野龍弘	○	――	峯野龍弘氏は、宗教法人ウェスレアン・ホーリネス教団淀橋教会の代表役員であります。同氏は世界的なNPO法人の指導者としての豊富な経験と優れた人格、見識を有しており、企業倫理の観点から助言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化に資するところが大きいと判断し、社外取締役に選任しております。同氏は、現在及び過去において東京証券取引所の定める独立役員の独立性に

			関する判断基準のいずれにも該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
--	--	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	—	—	—	—	—	—	—	—
報酬委員会に相当する任意の委員会	取締役報酬会議	4	0	3	0	0	1	社内取締役

補足説明

取締役の報酬については、取締役会から選任され、報酬の決定を一任された取締役報酬会議で決定をしております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は年間4回の連絡会を開催して、会計監査人から報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査の実施に立ち会っております。また、当社は監査室を設置し、各事業部並びにグループ各社の業務監査を行っています。常勤監査役は、監査室の監査連絡会に毎月出席し意見交換を行うほか、監査事業所の監査報告を適宜閲覧する等、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
弘中 徹	弁護士													
佐藤元宏	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
弘中 徹		――	弘中徹氏は、弁護士としての専門的知見及び豊富な経験から、公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し、当社の監査機能の強化にその資質を活かしていただけると判断しております。
佐藤元宏		――	佐藤元宏氏は、公認会計士としての豊富な経験と知識から、公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し、当社の監査機能の強化にその資質を活かしていただけると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

2 名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

その他

該当項目に関する補足説明 更新

前年の当期純利益及び配当の状況を基準に、業績を考慮のうえ決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役及び監査役に支払った報酬(平成27年1月1日～平成27年12月31日)
 取締役(社外取締役を除く) 13名 131百万円 監査役(社外監査役を除く) 1名 13百万円 社外役員 8名 49百万円
 (注1)報酬限度額(年額) 取締役200百万円以内、監査役40百万円以内
 (注2)取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、取締役会から選任され、報酬の決定を一任された取締役報酬会議で、前年の当期純利益及び配当の状況を基準に業績を考慮のうえ、決定しております。社外取締役は固定報酬のみとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会の開催にあたり、社外取締役及び社外監査役に関し、それぞれ議案の内容を事前に説明しております。
 社外監査役を含む監査役のサポート体制につきましては、監査役室を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人を置き、対応しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

<現状の体制の概要>

当社は、監査役会及び会計監査人を設置しております。当社の取締役は12名(社外取締役2名を含む)で構成し、監査役は4名(社外監査役2名含む)で構成しております。業務執行については、取締役会が法令及び定款に則り重要な業務執行を決定し、取締役が代表取締役の指揮・監督のもと、取締役会で定められた担当及び職務の分担に従い、職務を遂行しております。また、当社は、職務執行体制の充実強化をはかるため、執行役員制度を採用し、本社の本部長、部長及び主力工場の工場長など主要な職位にある者を執行役員に任命し、職務執行の責任と権限を付与しております。職務執行に対する監視の仕組みといたしましては、取締役会が取締役及び執行役員の職務執行を監督するとともに、監査役が取締役及び執行役員の職務執行を監督しております。取締役会(独立役員2名含む)は月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催しております。また取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で当社業務の執行について審議し、意思決定を行っております。監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、政策会議、部門会議などの重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な書類を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができます。さらに、監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に意見交換し、経営方針の確認、対処すべき事項その他の監督上の重要課題について、相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。また、監査役は監査室とも連携を保つよう努めております。当社は、社外取締役の高橋俊裕氏及び峯野龍弘氏並びに社外監査役の弘中徹氏及び佐藤元宏氏との間で、責任限定契約を締結しております。当該契約によって、社外取締役、社外監査役が任務を怠ったことにより当社に対して損害賠償責任を負う場合は、金500万円若しくは会社法第425条第1項の最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負うこととなります。

<監査役の機能強化に向けた取り組み状況>

前記「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」に記載のとおり、監査役と会計監査人は年間4回の連絡会を開催して、会計監査人から報告を受けるとともに、必要に応じて会計監査の実施に立ち会っております。また、内部監査部門である当社監査室が、内部監査規定にもとづき、業務全体にわたる内部監査を当社社内及び子会社・関連会社を対象に実施し、その監査結果は取締役、監査役はじめ社内関係者に電子開示しております。又、毎月1回、代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告会を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

<現状の体制を採用している理由>

上述の通り、当社は、取締役会が、代表取締役をはじめとした取締役、執行役員及びその他主要な職位にある者を指揮、監督し、それら全体を監査役が監督する体制を備えております。更に、社外取締役は客観的かつ中立的な観点からの的確な助言と意思決定を当社の経営に反映させているとともに、社外監査役も専門的見地から公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し、当社の監査機能の強化を図っており、コーポレート・ガバナンス強化に向けた十分な体制を備えているものと考えております。

また、当社は高い独立性を有する2名を、東京証券取引所の各規則に定める独立役員として届け出ております。

<社外取締役に関する事項>

社外取締役の役割と機能

(役割) 幅広い知識と経験を背景に、客観的かつ中立的な観点から、的確な助言と意思決定を当社の経営に反映させること。

(機能) 当社コーポレート・ガバナンスの推進強化。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	直近の第121期定時株主総会においては、開催日（平成28年3月25日）の21日前（平成28年3月4日）に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	例年とおり集中日を回避して設定している。
その他	株主総会招集通知の発送前日に、自社ホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所等に開示した資料の即時開示	
その他	アナリスト・機関投資家向けに随時説明を実施（個別対応）	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR報告書（環境報告書含む）をインターネット上の当社ホームページに掲載

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムシステムに関する基本方針について(平成27年7月29日取締役会にて決定)

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「社是」及び「経営理念」に則った「不二家グループの行動規範」を制定し、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とし、職務を遂行する。
- (2) 当社及び当社グループ会社は、事業環境と社会の変化に対応するため、企業経営を通じて社会の進展と文化の向上に寄与することを使命とする親会社の経営基本方針及び科学的見地から現代経営のあるべき姿を追求するという経営方針を尊重し、具体的な事業経営にあたっては、顧客本位・品質本位の精神で新しい価値と需要を創造し、実効性のある効率的な事業経営を推進する。
- (3) 当社は、コンプライアンス活動を推進していくため、取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、その結果及び対応策を必要に応じて取締役会に報告及び提案する。
- (4) 当社は、コンプライアンスの徹底を図るため、代表取締役社長がコンプライアンス推進責任者を任命し、コンプライアンスの状況・問題等の把握及び報告、対応策の協議、並びに教育及び研修を実施する。また、当社グループ全体のコンプライアンスを推進するため、各子会社及び関連会社ごとにコンプライアンス推進責任者を置く。
- (5) 当社は、当社及び当社グループ会社におけるコンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のために、社外窓口を含めた複数の窓口を設置し、問題の未然防止、早期発見及び早期解決につとめる。相談者からの相談内容及び個人情報等は秘守し、相談者に対して不利益な取扱いをしない。なお、この窓口は当社グループ各社の使用人も利用できるものとする。
- (6) 当社及び当社グループ会社の役員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と一切の関係を持たない。
- (7) 当社は、不当要求等の介入に対して、総務部を対応統括部署、総務部長を不当要求防止責任者とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的に対応し、利益供与を含め不当要求等には絶対に応じない。当社及び当社グループ会社では、コンプライアンス教育を通じ反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動につとめる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保管及び管理に関する体制

- (1) 当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定にかかわる記録及び各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書その他の取締役の職務執行に係る情報を、法令及び社内規則に基づき、文書または電磁的媒体に記録し、保存及び管理する。
- (2) 当社の取締役及び監査役は、常時、この文書及び電磁的媒体を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクに関する管理基準及び管理体制を整備し、総括的なリスク管理規程を定める。
- (2) 当社のリスク管理は、当該分野の所管部が行うほか、リスク管理委員会が当社グループ全体の横断的な管理を行う。リスク管理委員会は、上記のリスク管理規程に従い、リスクを定期的に分析・評価し、必要に応じてリスク管理のあり方の見直しを行う。特に品質リスクについては、食品メーカーとしての商品の安全・安心の確保という社会的責任を認識し、万全の注意を払う。
- (3) 当社は、不測の事態が発生した場合には、当社代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を月1回定例開催するほか、必要に応じて適宜開催するものとし、経営の意思決定の迅速化と、効率的な事業の運営を行う。
- (2) 当社は、取締役会の下に常務会及び業務執行会議を設けて、取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、当社業務の執行について審議し、意思決定を行う。
- (3) 当社は経営と執行を分離する執行役員制を導入し、責任と権限を明確にする。

5. 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループ会社の管理に関する規程(関係会社管理規程)を制定し、当社グループ会社に対し、営業成績、財務状況その他の経営情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。また、当社グループ会社において関係会社管理規程に定める重要事項が発生した場合は、当該事項を当社に報告するとともに、当社取締役会規則または稟議規程その他関連規程に基づく承認もしくは決裁等を得るものとする。
- (2) 当社は、当社及び当社グループ会社のリスク管理機関としてリスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメントを実施する。
- (3) 当社は、当社グループ会社における職務分掌、権限及び意思決定その他の組織に関する基準を定め、当社グループ会社における職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築させる。
- (4) 当社及び当社グループ会社においては、当社グループ会社の規模や業態に応じて、当社常勤監査役が監査役に就任し、当該会社の取締役会に出席するとともに監査を行い、業務の適正を確保する体制をとるとともに、係る当社グループ会社の非常勤取締役を当社から派遣し、当社グループ会社の取締役の職務執行を監視・監督する。
- (5) 当社の海外子会社は、本基本方針を踏まえつつ、当該子会社が所在する国及び地域における法制、商慣習その他の実務慣行等に配慮して、適切な管理体制を構築する。
- (6) 当社は、親会社の経営方針を共有しつつ、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を実施するに当たっては、必ず取締役会に付議のうえ、決定する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は、監査役室を設置し、監査役と協議のうえ、合理的な範囲で監査役の職務を補助するために必要な知識と経験を有する使用人を配置する。
- (2) 当該使用人の任命、異動、評価等人事権に係る事項の決定には、監査役会の事前の同意を得るものとし、当該使用人は監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。

7. 当社及び当社グループ会社の役員またはこれらの者から通報を受けた者が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会及び業務執行会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社及び当社グループ会社の役員から職務執行状況を聴取する。
- (2) 当社及び当社グループ会社の役員は、法令等の違反行為等、当社または当社グループ会社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに当該事実を当社監査役に報告するものとする。
- (3) 当社及び当社グループ会社の役員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行うものとする。
- (4) 当社の内部通報制度を担当する役員は、当社及び当社グループ会社の役員からの内部通報により収集された情報を、定期的にまたは必要に応じて随時、当社監査役に対して報告する。
- (5) 当社は、当社監査役に対して報告をした当社及び当社グループ会社の役員に対し、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社及び当社グループ会社の役員に周知徹底する。

8. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払いまたは支出した費用の償還等の請求を

したときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (2) 監査役及び監査役会は、代表取締役との意見交換会を定期的を実施し、経営方針の確認、対処すべき事項その他の監査上の重要課題について、相互認識と信頼関係を深めるようつとめるものとする。
- (3) 監査役は、会計監査人及び監査室と定期的に連絡会を開催し、会計監査及び内部監査の結果に基づき意見交換する。
- (4) 監査役は、職務の執行に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、専門機関等の外部専門家を自らの判断で起用することができるものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力に対しては、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、毅然とした態度で臨み、反社会的勢力と一切の関係を持たない。また、不当要求等の介入に対しては、総務部を対応統括部署、総務部長を不当要求防止責任者とし、警察等の外部専門機関と緊密な連携のもと、関係部署が協力して組織的に対応し、利益供与を含め不当要求等には絶対に応じない。当社グループでは、コンプライアンス教育を通じ反社会的勢力排除に向けた啓蒙活動に努める。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次の通りです。

当社は、投資者をはじめとする利害関係者に対し、適時適切な会社情報を提供することを基本方針とし、金融商品取引法及び証券取引所規則に定められた重要事実及び投資判断に影響を与える事項の把握に努め、開示すべき会社情報が生じた場合には迅速・正確かつ公平に適時開示する体制を敷いております。

1. 会社情報の把握

(1) 発生事実に関する情報

重大事故・災害等が発生した場合、社内の緊急連絡体制により、直ちに各部、支店、工場、店舗及びグループ会社から、総務部長に連絡することとなっております。万一、食品安全衛生に係る重大事故が発生した場合は、総務部門担当常務執行役員をリーダーとする対応検討会を速やかに開催し、事故状況を迅速・正確に把握することとしております。

(2) 決定事実に関する情報

重要な意思決定については、業務執行の決定機関である取締役会の事務局となる総務部が、開示すべき会社情報に該当するか否かについて確認しております。

(3) 決算に関する情報

決算、四半期決算については、主管部署である経理部が決算短信及び財務諸表等の数値情報を、総務部、広報CSR部、経理部のメンバーにより編成される決算チームが定性的情報を、それぞれ取りまとめ、開示資料を作成しております。

(4) 情報取扱責任者による会社情報の集約・管理

上記(1)～(3)により把握された全ての会社情報については、証券取引所の適時開示規則に基づき選任した情報取扱責任者(総務部門担当常務執行役員)に速やかに報告し、情報取扱責任者のもとで重要な会社情報として管理することとしております。

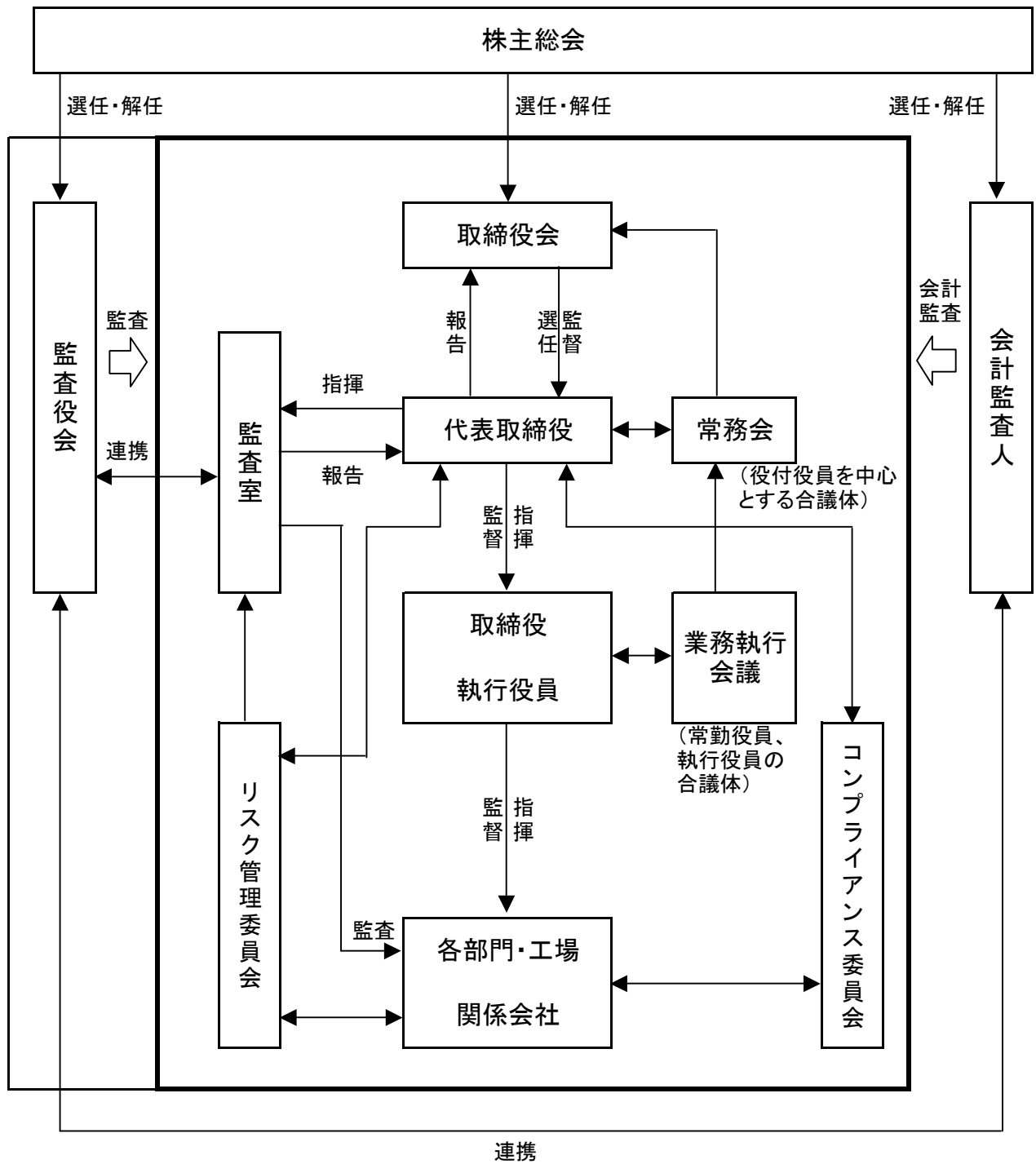
2. 情報開示の要否の検討

情報取扱責任者の指揮のもと、総務部、CSR推進部、経理部及び関係各部の協議により重要性を判断するとともに、証券取引所の適時開示規則等に準拠して情報開示の要否を検討します。

3. 適時開示の実行

開示すべき事項と判断した場合は、直ちに代表取締役はその旨を具申し、発生事実については速やかに、決定事実及び決算情報については取締役会承認後遅滞なく、証券取引所の適時開示情報伝達システムを利用して適時開示を実行します。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）



適時開示体制の概要（模式図）

